

# 光市市民活動補償制度

「光市市民活動補償制度」は、市民のみなさんが市民活動に安心して参加できるよう、活動中のけがや賠償事故を補償の対象とする補償制度です。

## 対象となる活動

市内に活動の拠点を置く市民活動団体（おおむね5人以上）が自主的に行う活動で、本来の職場を離れて自由意志のもとに行う継続的又は計画的な公共性のある活動が対象となります。ただし、営利を目的とする活動や政治、宗教又は選挙を目的とする活動、職場や学校の行事として行う活動は対象となりません。

なお、この制度の適用にあたっては、団体の活動計画や参加者名簿など「その事故が、市民活動補償制度の対象となる活動中の事故であったことが客観的に確認できる資料」の提出が必要となりますので備えておいてください。

## 対象となる活動の例

### (1) 地域社会活動

- ・コミュニティ活動（地区文化祭、地区運動会、地区球技大会、地区夏まつり、地区敬老会など）
- ・自治会活動（配布物・回覧、清掃活動、盆踊り、募金など）
- ・環境美化活動  
(花壇づくり、公園の草刈、道路・河川・海岸の清掃など)
- ・防犯、防火・防災、交通安全活動  
(防犯パトロール、防火・防災訓練、交通安全運動など)



### (2) 社会教育活動

- ・スポーツレクリエーション活動（各種スポーツ大会・教室、レクリエーション大会など）
- ・文化活動（伝統文化の継承・振興、文化活動の普及・指導・研修・研究会など）

### (3) 社会福祉活動

- ・在宅高齢者・障害者等援護活動（家庭訪問、外出援助、手話・点訳、就労・社会復帰のための援護など）
- ・福祉施設援護活動（建物修理、植木等の手入れ、清掃、機能回復訓練の介助、送迎介助、カウンセリング、慰問、行事手伝い、習い事指導など）

### (4) 青少年健全育成活動

- ・青少年健全育成活動（非行防止パトロール、不登校児教育、ボーイ・ガールスカウトなど）
- ・児童援護活動（子ども会、母親クラブ、託児ボランティアなど）

### (5) 環境保全活動

- ・ごみ減量活動、リサイクル活動、自然保護活動など

#### (6) 国際交流活動

- ・国際化推進活動（在住外国人との交流、留学生支援など）
- ・国際相互理解、友好親善活動（通訳・翻訳ボランティアなど）

#### (7) 保健衛生活動

- ・食生活改善活動、献血推進活動、病気予防活動など

#### (8) 市が主に出資した法人又はこれに準ずる団体が行う市民活動に類する事業

#### (9) その他これらに類する事業又は活動

### 対象とならない場合

対象となる活動中の事故であっても、以下のような場合には補償の対象となりません。

- ・危険度が高い祭り等の活動
- ・職務として従事している活動
- ・園児・児童・生徒を対象とした学校管理下での活動
- ・危険度が高いスポーツ活動
- ・山岳・海難・災害救助など、緊急時での活動
- ・銃器・チェンソーなどを使用する活動や  
　　野焼き・山焼きなどの活動
- ・故意、けんか、自殺、犯罪行為などの場合
- ・戦争、天災、交通事故などの場合
- ・むちうちや腰痛など他覚症状のない場合
- ・懇親を目的とする場合　など



### 補償の内容

#### (1) 賠償事故の補償

市民活動の主催者や活動に従事する者が、その活動に伴って第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合の補償です。

※免責（自己負担）金額：1事故につき5,000円

| 区分    | 賠償の内容         | 補償限度額                         |
|-------|---------------|-------------------------------|
| 対人賠償  | 他人の身体への傷害     | 1人につき6,000万円まで<br>1事故につき3億円まで |
| 対物賠償  | 他人の財物への損害     | 1事故につき500万円まで                 |
| 受託物賠償 | 第三者からの受託物への損害 | 1事故につき300万円まで                 |

## (2) 傷害事故の補償

市民活動に従事する人が、活動に従事中又は参加中の偶然の事故によって死亡又は傷害を負った場合の補償です。

| 区分             | 傷害の内容  | 補償額                                       |
|----------------|--|---|
| 死亡補償           | 傷害事故を直接の原因として、事故の日から起算して180日以内に死亡したとき。                                 | 1人 500万円                                  |
| 後遺障害補償         | 傷害事故を直接の原因として、事故の日から起算して180日以内に後遺障害を生じたとき。                             | 障害の程度に応じて<br>1人 15~500万円                  |
| 入院補償<br>(手術補償) | 傷害事故を直接の原因として、入院をして医師による治療を受けたとき。<br>(事故の日から起算して180日以内に限ります。)          | 1日につき 3,000円<br>(手術補償は、保険契約に適用される約款に定める額) |
| 通院補償           | 傷害事故を直接の原因として、通院をして医師による治療を受けたとき。<br>(事故の日から起算して180日以内の間で90日が限度となります。) | 1日につき 2,000円                              |

### 留意事項

このパンフレットは、制度のあらましを紹介したものです。詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

また、この補償制度は、市が保険料を負担して、損害保険会社の保険商品に加入するものです。したがって、本制度の要綱に定めるもののほか、保険契約に際しての約款及び付帯特約条項等に基づいた範囲内での補償となります。

### 事故が発生したとき 【20日以内に届出を！】

万一、事故が発生したときには、活動の責任者を通じて地域づくり推進課まで連絡してください。その後、事故から20日以内に事故発生報告書及び必要書類（事業計画など活動の内容がわかるもの、参加者名簿など）を提出していただきます。

### 連絡・問い合わせ

地域づくり推進課（地域づくり支援センター）

743-0063 光市島田四丁目14番3号

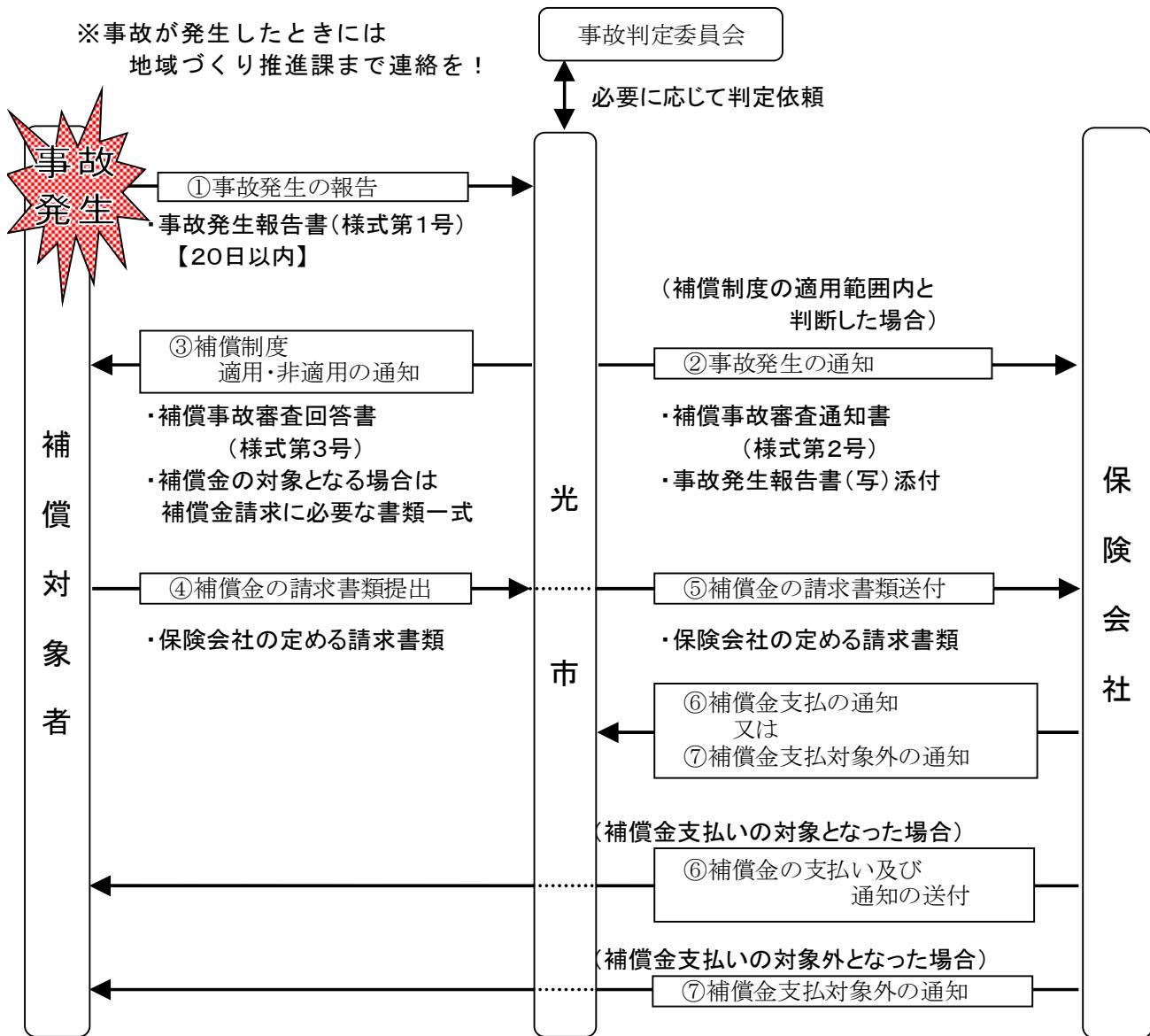
電話：0833-72-8880

FAX：0833-72-8133

E-Mail：[chiikizukuri@city.hikari.lg.jp](mailto:chiikizukuri@city.hikari.lg.jp)



## 事故報告及び補償金(保険金)支払い事務手続の流れ



|    |                               |  |
|----|-------------------------------|--|
| ①  | 市民活動〔賠償・傷害〕事故発生報告書<br>(様式第1号) | 補償対象者は、事故発生から20日以内に地域づくり推進課に報告   |
| ②  | 市民活動補償事故審査通知書<br>(様式第2号)      | 市が、補償対象者から上記①の報告を受け、補償制度の範囲内と判断した場合は①の写しを添付して保険会社に通知する。                      |
| ③  | 市民活動補償事故審査回答書<br>(様式第3号)      | 市は、①の報告に対し審査の結果を回答する。<br>適用範囲内と判断した場合には、補償金請求に必要な書類一式を添付                     |
| ④⑤ | 補償金請求書類(保険会社指定のもの)            |  |
| ⑥  | 補償金の支払い及び通知書の送付               | 補償金支払の対象となる場合は、保険会社は補償金請求者に対して補償金を支払うとともに、金額、振込先等を記載した通知書を送付し、同様の通知を市にも送付する。 |
| ⑦  | 補償金支払対象外の通知                   | 保険会社の調査等により補償金支払の対象とならなかつた場合   |